

## 王寺町若者定住支援住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町への若者の定住を促進し、本町における定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現及び地域社会の活性化に資するため、町内で住宅を取得し、5年以上定住する意思を持つ若者に対して若者定住支援住宅取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に永住する意思を持った者が、本町の住民基本台帳に登録し、かつ、当該住所地において住宅を所有し、生活の本拠地とすることをいう。ただし、事業所又は自己の都合等で一時的に本町に居住する場合を除く。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、次のいずれかの要件に該当するものをいう。
  - ア 延床面積が50平方メートル以上であること。
  - イ 延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 住宅取得 自己の居住の用に供するため、本町において住宅を新築又は購入（中古住宅の購入を含み、二親等以内の者からの購入を除く。）し、当該住宅について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく所有権の登記をすることをいう。
- (4) 若者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町に住所を有する本人又はその配偶者が住宅取得の契約時に40歳以下の者

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に定住する意思を持って、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に住宅取得をした若者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 同居する世帯の中に町税を滞納している者がいるとき。
- (2) 新築又は購入した住宅の登記簿謄本に記載の所有権持分（補助金の交付を受ける者及びその配偶者の所有権持分を合算した持分）が5割未満のとき。
- (3) 当該住宅の新築又は購入に対し、公共用地の取得に伴う物件移転補償を受けているとき。
- (4) 既にこの要綱による補助金の交付を受けているとき。
- (5) 若者世帯の構成員が、次の事項に該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

2 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降の当初契約に基づく新築又は売買により取得した住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (3) 居住誘導区域に建築された住宅であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、20万円とする。

（交付申請）

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅取得をした日から6か月以内に若者定住支援住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 建物の登記簿謄本
- (3) 定住誓約書（様式第2号）
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、若者定住支援住宅取得補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、若者定住支援住宅取得補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払方法）

第7条 前条の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、若者定住支援住宅取得補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、口座振替の方法により速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、

当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が交付決定の日から5年以内に住所地を変更又は町税を滞納したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還が相当と認める理由があるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、若者定住支援住宅取得補助金交付取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還等）

第9条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。この場合において、返還を命じる補助金の額は、交付決定の日から当該交付決定を取り消した日までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年以内 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金の5分の4に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金の5分の3に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金の5分の2に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 補助金の5分の1に相当する額

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金を返還すべき者に対し、若者定住支援住宅取得補助金返還命令書（様式第7号）により通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。